



各位

会 社 名 ダイドーグループホールディングス株式会社 代表者の役職氏名 代表取締役社長 髙松 富也

(コード番号:2590 東証第1部)

問い合わせ先 執行役員 コーポレートコミュニケーション部長

長谷川 直和

電 話 番 号 06-7166-0077

役員報酬体系の見直しに関するお知らせ

- 信託型業績連動株式報酬制度の一部改定・継続/譲渡制限付株式報酬制度の導入 -

当社は、本日開催の取締役会において、2022年度を初年度とする5カ年の「中期経営計画 2026」のスタートに伴い、役員報酬体系を見直すべく、信託を利用した業績連動型のインセンティブ制度(※)(以下、「信託型業績連動株式報酬制度」という。)の内容を一部改定の上で継続するとともに、新たな株式報酬として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「譲渡制限付株式報酬制度」という。)を導入することとし、本件に関する2議案(以下「両議案」という。)を2022年4月15日開催予定の当社第47回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)へ付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員報酬体系の見直しについて

当社グループは、2022 年度を初年度とする5カ年の「中期経営計画 2026」のスタートにあたり「コーポレートガバナンスの強化」を、2030 年のありたい姿を示す「グループミッション 2030」の実現に向けたマテリアリティのひとつとして特定し、社会価値・環境価値・経済価値の創出による持続的成長と中長期的な企業価値向上をめざしております。

当社の役員報酬体系は、持続的成長の実現と中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めることを基本方針としていることから、今般、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、信託型業績連動株式報酬制度の内容を一部改定の上で継続するとともに、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することを、過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会による審議を経て決定いたしました。

業務執行取締役の報酬は、基本報酬、主に単年度業績を反映した業績連動型賞与および中長期インセンティブとしての株式報酬によって構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

(※) 新たに導入する「譲渡制限付株式報酬制度」と区別するため、今後、制度の呼称を「信託型業績連動株式報酬制度」といたします。

本株主総会において、両議案のご承認をいただいた場合、当社の役員報酬体系は以下のとおりとなります。

取締役及び監査役の報酬体系

	金銭報酬		非金銭報酬 (株式報酬)	
	固定	業績連動	固定	業績連動
	基本報酬	業績連動賞与	譲渡制限付 株式報酬	信託型 株式報酬
取締役 (除〈社外取締役)	•	•	•	•
社外取締役	•	-	-	-
監査役	•	-	-	-
支給時期	月1回	年1回	年1回	取締役等退任時
取締役(除く社外取締役)の 報酬構成割合	概ね6	概ね3	概和	21

業績連動報酬の算定に用いる 業績指標

業績連動賞与	信託型 株式報酬
·連結売上高	·連結売上高
·連結営業利益	·連結営業利益

※2026年度は、中期経営計画の達成度を 加味するものとします。

2. 信託型業績連動株式報酬制度の一部改定及び継続について

i. 信託型業績連動株式報酬制度について

当社は、2016 年 2 月 26 日開催の取締役会において、ダイドーグループの業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高いインセンティブ制度として、信託型業績連動株式報酬制度を導入することを決議し、2016 年 4 月 15 日開催の当社第 41 回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)及び執行役員(以下、対象取締役と併せて「当社の取締役等」といいます。)並びに当社の100%子会社(以下、「対象子会社」といいます。)の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除きます。)及び執行役員(以下、併せて「対象子会社の取締役等」といい、当社及び対象子会社を併せて「対象会社」、当社の取締役等と対象子会社の取締役等を併せて「対象取締役等」といいます。)に対して給付を行うための株式の取得資金として、合計 5 億 5,000 万円を上限とする金員を拠出することについてご承認をいただいております。

本株主総会では、信託型業績連動株式報酬制度の継続に伴う内容の一部改定につき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

ii. 信託型業績連動株式報酬制度の一部改定について

信託型業績連動株式報酬制度の継続にあたり、以下のとおり、内容を一部改定いたします。 なお、従前の制度内容につきましては、2016年2月26日に公表しております「持株会社体制への移行に伴う業績連動型インセンティブ制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

項目	改定前	改定後
 対象期間 	平成 29 年 1 月 21 日より開始する事	<u>2022 年 1 月 21 日</u> より開始する事業
	業年度から平成34年1月20日で終	年度から 2027 年 1 月 20 日で終了す
	了する事業年度までの5事業年度及	る事業年度までの5事業年度及び当
	び当該5事業年度の経過後に開始す	該 5 事業年度の経過後に開始する 5
	る5事業年度ごとの期間。	事業年度ごとの期間。
②信託による取	(新設)	対象期間に対して、110,000 株を上

得株数の上限		限として取得
③対象取締役等	対象取締役等には、対象期間中の各	対象取締役等には、対象期間中の各
へ給付される当	事業年度終了後に到来する毎年3月	事業年度終了後に到来する毎年 4_月
社株式数の算出	末日に、同年1月20日で終了する	末日に、同年1月20日で終了する
方法	事業年度に係る役位別基本ポイン	事業年度に係る役位別基本ポイン
	トに、業績達成度に応じて算定され	トに、業績達成度に応じて算定され
	る業績連動係数を乗じた、一定の数	る業績連動係数を乗じた、一定の数
	のポイントが付与されます。なお、	のポイントが付与されます。なお、
	かかる業績連動係数は、決算短信で	かかる業績連動係数は、決算短信で
	開示される毎事業年度期初の連結	開示される毎事業年度期初の連結
	ベースの予想営業利益額及び予想	ベースの予想営業利益額及び予想
	売上高(2018年度は、中期経営計画	売上高(<u>2026 年度</u> は、中期経営計画
	の達成度も加味するものとしま	の達成度も加味するものとしま
	す。) の達成率を基に算定されます。	す。) の達成率を基に算定されます。
	各業績目標が未達の場合には、当該	各業績目標が未達の場合には、当該
	業績連動係数は0.0となります。	業績連動係数は0.0となります。
④対象取締役等	(新設)	対象期間に対して、110,000 ポイン
へ付与する当社		トを上限として付与。
株式の数(ポイ		
ント総数)の上		
限		
⑤対象取締役等	原則として、対象取締役等が退任	原則として、対象取締役等が退任
への当社株式等	し、各株式給付規程に定める受益者	し、各株式給付規程に定める受益者
給	要件を満たした場合、所定の受益者	要件を満たした場合、所定の受益者
	確定手続きを行うことにより、退任	確定手続きを行うことにより、退任
	時に定められた確定ポイント数に	時に定められた確定ポイント数に
	応じた数の当社株式を給付します。	応じた数の当社株式を給付します。
		ただし、そのうち一定割合について
		は、納税資金確保の観点から、当社
		株式の給付に代えて、当社株式の時
		価相当額の金銭を給付します。な
		<u>お、金銭の給付を行うため、本信託</u>
		内で当社株式を売却する場合があ
		<u>ります。</u>

iii. 改定後の信託型業績連動株式報酬制度の内容

(1) 概要

信託型業績連動株式報酬制度は、当社が信託に対して金銭(その上限は下記(6)のとおりとします。)を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて対象取締役等に対して、当社及び対象子会社がそれぞれ定める取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を給付する業績連動型のインセンティブ制度です。

なお、対象取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当該取締役等の退任時 となります。

(2) 対象者

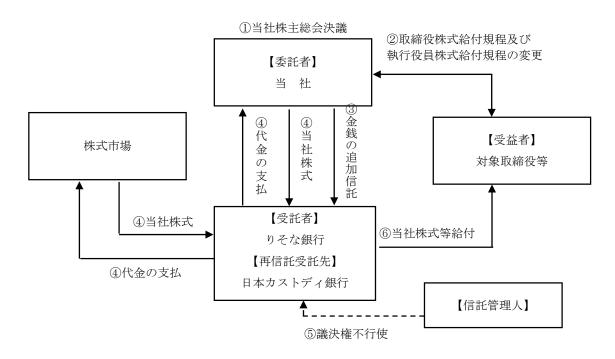
対象取締役等とします。

(3) 対象期間

2022年1月21日より開始する事業年度から2027年1月20日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、「本対象期間」といいます。)及び当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間(以下、本対象期間とあわせて、それぞれの5事業年度を「対象期間」といいます。)とします。

(4) 信託型業績連動株式報酬制度の運営に伴う信託の設定

当社は、信託型業績連動株式報酬制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



- ① 当社及び対象子会社は信託型業績連動株式報酬制度の継続に伴う一部改定に関して当社株主総会及び対象子会社の株主総会においてそれぞれ役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社及び対象子会社は取締役会において、信託型業績連動株式報酬制度に基づく株式給付に係る取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程をそれぞれ変更します。
- ③ 当社は上記①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社又は株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。

⑥ 信託期間中、上記②の取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程の定めにより、対象取締役等の役位及び業績達成度に応じて、対象取締役等にポイントが付与されます。退任等、取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象取締役等に対して、対象取締役等に付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

(5) 信託期間

2017年6月1日から本信託が終了するまでとします(特定の終了期日は定めず、信託型業績連動株式報酬制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。)。

なお、信託型業績連動株式報酬制度は、当社株式の上場廃止、取締役株式給付規程及び執 行役員株式給付規程の廃止等により終了するものといたします。

(6) 当社が拠出する金員の上限

当社は、本対象期間において信託型業績連動株式報酬制度に基づく対象取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、合計 5 億 5,000 万円を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす対象取締役等を受益者とする本信託を設定します。なお、当社は、当初の対象期間中、上述の上限額の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、本対象期間経過後も、信託型業績連動株式報酬制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、合計 5 億 5,000 万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(以下、「残存株式」といいます。ただし、対象取締役等に付与されたポイント数(ポイントについては、下記(8)参照)に相当する当社株式で対象者に対する株式の給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下、残存株式とあわせて「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以後の対象期間における信託型業績連動株式報酬制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、合計 5 億 5,000 万円から残存株式等の金額(株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。)を控除した金額とします。

(7) 信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で、株式市場又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

なお、本対象期間につきましては、110,000 株を上限として取得するものとします。また、 本対象期間経過後の各対象期間についても上述の株数を上限として取得するものとします。

(8) 対象取締役等へ給付される当社株式数の算出方法

対象取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役位及び業績達成度に応じて事業年度ごとにポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社の普通株式1株に換算されます(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)。

対象取締役等には、対象期間中の各事業年度終了後に到来する毎年4月末日に、同年1月

20日で終了する事業年度に係る役位別基本ポイントに、業績達成度に応じて算定される業績連動係数を乗じた、一定の数のポイントが付与されます。なお、かかる業績連動係数は、決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想営業利益額及び予想売上高(2026年度は、中期経営計画の達成度も加味するものとします。)の達成率を基に算定されます。各業績目標が未達の場合には、当該業績連動係数は0.0となります。

本対象期間中の5事業年度に付与するポイント数の合計は、110,000ポイントを上限とします。また、本対象期間経過後の対象期間については上述の各ポイントを上限とします。

(9) 対象取締役等への当社株式等給付

原則として、対象取締役等が退任し、各株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、 所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数 の当社株式を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、 当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社 株式を売却する場合があります。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること、又は対象取締役等と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、本制度に基づく株式給付に係る取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程 の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却すること又は公益法人に寄付することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する対象取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること、又は公益法人に寄付することを予定しています。

【本信託の概要】

① 名称 : 役員向け株式給付信託

② 委託者 : 当社

③ 受託者 :株式会社りそな銀行

(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)

④ 受益者 :対象取締役等のうち、受益者要件を満たす者

⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者

⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

⑦ 本信託契約の締結日 : 2017 年 6 月 1 日⑧ 変更契約日 : 2022 年 4 月 (予定)

⑨ 信託の期間 : 2017年6月1日から本信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、信託型業績連動株式報酬制度が継続す

る限り本信託は継続)

3. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

i. 譲渡制限付株式報酬制度について

譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役等を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

譲渡制限付株式報酬制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、1991年4月18日開催の第16回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額280百万円以内(決議時の員数は11名)とすること、また、2016年4月15日開催の第41回定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠にて、信託型業績連動株式報酬制度の対象取締役等に対して株式給付を行うための株式の取得資金として、合計5億5,000万円を上限とする金員を拠出することにつき、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

ii. 譲渡制限付株式報酬制度の概要

譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額1億円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)といたします

対象取締役等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役等への具体的な支給時期及び配分については、業界水準及び当社の事業規模、経営環境、経営戦略を考慮し独立社外

取締役の出席する取締役会において決定いたします。

また、譲渡制限付株式報酬制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当 社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、 その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当 然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上